

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 6 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和

西之表市監査委員 川村 孝則

西之表市水道事業会計定期監査報告書

- 1 監査の対象 水道事業会計
工事実地監査；浦田線舗装工事に伴う配水管布設替工事
第4配水池送水管仕切弁設置工事
- 2 監査の事項 平成30年度9月末日現在の経営に係る事業の管理
- 3 監査の時期 書類審査 ；平成30年11月19日（月）
工事監査 ；平成30年11月27日（火）

4 監査の手続

経営に係る事業の管理について、関係法令・条例及び規則に準拠して事務執行されているか等について、予め関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、通常実施すべき監査を実施した。

5 監査の結果

水道事業の経営に係る事業管理については、関係法令、条例及び規則に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、平成30年度上半期における実績は、給水件数50,115件、有収水量778,826^mで前年度同期と比較すると給水件数で、524件（1.03%）の減少、有収水量では△15,180^m（△1.91%）の減少となっている。

また、水道使用料滞納整理状況については、収納率は95.54%で同期と比較して0.09ポイント減少しており、今後も引き続き収納率向上に向け取り組みをお願いしたい。

事業概況によると、今年度上期の給水件数・有収水量ともに大幅に減少しており、人口減少の影響が伺える。当期純利益については、上半期の委託料、修繕費等の執行率が低いこともあるが、31,630,755円、対前年度比14.35%の増加となっている。

また、今年度上半期の取り組みとして、第4配水池送水管仕切弁設置工事や昨年度からの繰越事業となっていた浦田線舗装工事に伴う配水管布設替工事など全4工事及び阿曾浄水場監視室空調監視機器更新が完成した。また、西之表地区簡易水道統合整備事業等が進行中であるが、下期に向け現年度事業の執行作業など、さらに膨大な事務処理が発生してくることから、これらの業務を処理していくことは、職員への更なる負担増に繋がるのが危惧される。このことは、上半期における時間外勤務状況にも表れており、職員の健康面に対する配慮を強く望むものである。

最後に、毎年述べている事ではあるが、水道事業は、市民の日常生活において維持・継続しなければならない重要なインフラである。統合事業を始めとする多様な課題が山積する中、課内が一体となって協力し合い、知恵を出し合って、更なる経営体質強化を図り、安全で安心かつ安定した水の供給のために寄与されることを期待するものである。